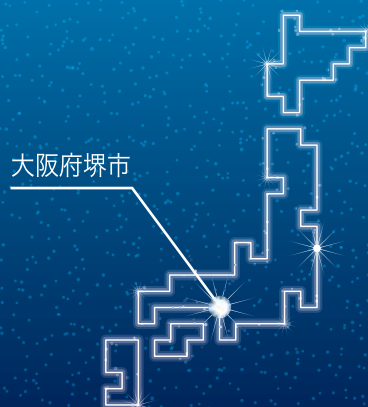




国連のセドウとは、女性差別撤廃条約の締約国から選ばれた23人の委員で構成され、批准国をモニターしています。日本からは、**弁護士の林陽子さん**が委員として承認されており、堺市の日本女性会議の全体会で、委員会の活動内容と委員としての思いを述べました。



セドウからイエローカード！

日本は、2009年7月に差別的な法律や習慣・慣行の見直し、雇用、女性に対する暴力、マイノリティ（社会的少数者）の女性が受けている複合差別などに対し、セドウから勧告を受けた。しかし、拘束力はなく条約を守らせるのは各国のピープルパワーにかかっている。

日本は選択議定書を批准していない

選択議定書は、個人申し立て制度で個人的にセドウに通報できる制度であり、これを批准することにより女性の差別問題を国際基準で考えられるようになる。私（林陽子さん）は弁護士として、どこに住んでいる人でも、等しく人権が守られる社会を作りたいと思っており、セドウの委員として世界の人権スタンダードを日本人女性に伝えたいと思っている。

アジア初！ユニフェム堺ができました

こどもの権利委員会がユニセフと連携して活動するように、セドウとユニフェムが連携を深めていきたい。

これまで長くジェンダー平等に取り組んできた堺市に、アジア地域として初めて事務所ができた意義は大きい。ここから国際的な情報を発信していけるといいと思う。

セドウ

（CEDAW：女性差別撤廃委員会）

セドウは条約を締結すると共に、女性のエンパワメントとジェンダー平等を育てるために少しずつ活動している。

1975年メキシコシティでの世界女性会議の呼びかけにより、1976年にユニフェム（UNIFEM：国連女性開発基金）、1979年にインストロウ（INSTRAW：婦人の地位向上のための国際訓練研修所）が設立され、途上国の女性の自立支援を行っている。

2009年9月、大阪府堺市にユニフェムの日本事務所が設立された。



写真、イラストはこの冊子に掲載のせていない。

イラスト / 発行 財団法人 こども未来財団「はたらきエルの仲間たち」より転載